

## 新可燃ごみ処理施設建築工事説明会における質疑応答（概要）

1. 会 場：日野市東部会館 3階 ホール

2. 日 時：平成 29 年 8 月 27 日（日） 10：00～11：30

3. 出席者数：65 名

※新石自治会、新井自治会、百草園自治会、百草園団地自治会、  
落川上自治会（一部の地域）の住民を対象に実施

### 4. 質疑応答の概要

Q1：工事を行う前に、可燃ごみ処理広域化についての住民合意を得ることが先ではないか。

A1：施設周辺にお住まいの方々の一定の理解は得られており、その結果、当組合が設立され、施設整備事業が進められていると考えております。  
より一層の理解が得られるよう、引き続き努めてまいります。

Q2：国分寺市、小金井市の市民は可燃ごみ処理の広域化の問題をどのように考えているのか。知らないのではないか。

A2：浅川清流環境組合が発行する組合ニュースを全戸に配布し、周知を行っております。

Q3：新施設は立川断層の近くに建設されるが、耐震強度はどの程度あるのか。

A3：学校や体育館のような避難所と同等の耐震性を確保します（用途係数＝安全率 1.25 倍）。（災害時は、避難施設として利用できます。）

構造計算では、震度 6 強相当（震度 7 は上限が無い）を想定した設計をしており、断層の位置を考慮して計算をするものではなく、地震の大きさで計算するものです。

立川断層の位置については、いろいろなご意見はありますが、その場所が確定されているものではないので、避難所と同等の安全率を採用しています。（断層の有無により、計算結果が変わることはありません。）

Q4：可燃ごみの処理量は年々減少してきているが、このまま処理量が減っていった場合も焼却施設は稼働できるのか。

A4：ごみ処理量が減少していくことは良いことであり、減少した際も安定した施設の稼働が可能です。

Q5：ごみを焼却して発生した排熱を利用する温浴施設等は作らないのか。

A5：排熱を利用した温浴施設等を作る計画はありません。排熱は全て発電に利用します。

ただし、今後そのような施設を作ることになった場合には、対応が可能な構造になっています。

Q6：石田大橋は現在でも時間帯により渋滞が発生している。工事車両の影響でさらに渋滞が増えることが想定される。また、完成後に収集車両の通行が増えることが想定されるが、どのように考えているのか。

A6：石田大橋では1日に約20,000台の車両が通行しています。

工事車両は、平常時は35～75台/日を見込んでいます。また、各階のコンクリート打設時に数日の間、約250台/日、地下ピット周辺のコンクリート打設時に数日の間、約400台/日を見込んでいますが、運行計画等の対応により、影響を抑えるように努めます。

完成後の収集車両は、国分寺市・小金井市を合わせて約100台/日の増加が見込まれますが、渋滞の直接的な原因になるとは考えておりません。

Q7：地元の5自治会と連絡協議会を設置するという話をきいているが、各自治会の合意は得られているのか。いつ開くのか。

A7：連絡協議会については、浅川清流環境組合が設置する新可燃ごみ処理施設及び日野市が設置するプラスチック類資源化施設の工事、運営について地元の方と情報交換をする場として設置するもので、現在、日野市が各自治会に呼びかけを行っているところです。  
(5. 質疑以外の意見② 参照)

Q8：30年後の次期可燃ごみ処理施設はどこに建設されるのか。

A8：平成26年1月16日に締結した、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」において、「新施設の稼働期間は、稼働後おおむね30年とする。稼働後、適切な時期より、構成団体間で共同処理について再度協議し、引き続き構成団体で施設整備及び運営する場合には、次期、新施設の設置場所は日野市の区域外を基本とする。」としております。

Q9：工事説明会で住民に説明を行ったことをもって、住民の合意を得たものとして既成事実にしないほしい。

A9：工事の説明と可燃ごみ処理の広域化の是非とは別問題であり、そのような意図はありません。

Q10：今回の説明会は施設の近隣のみを対象としているが、日野市全域、国分寺市、小金井市を対象として説明会を行う考えは無いのか。

A10：今回の説明会は、工事の影響の出る範囲ということで近隣の方を対象に実施しているものであるため、他の場所で行う予定はありません。

説明会の内容については、ホームページや組合ニュースによりお知らせいたします。

Q11：同時期に完成する日野市のプラスチック類資源化施設建設工事との調整はどうなっているのか。また、プラスチック類資源化施設の工事車両や運営車両はどこを通るのか。

A11：プラスチック類資源化施設については、日野市と浅川清流環境組合で情報交換をしながら進めております。また、プラスチック類資源化施設の工事車両と運営車両については、現在のクリーンセンターと同様に浅川側の道路を通行いたします。

Q12：北川原公園内にクリーンセンター専用路を設置するための使用許可について、浅川清流環境組合は国や都へ手続きを行っているのか。

A12：クリーンセンター専用路については、日野市が国や都に対して手続きを行っており、浅川清流環境組合は日野市と調整を行っております。

Q13：クリーンセンター専用路を整備する北川原公園について、都市計画法違反であるとして住民訴訟が提起されている。裁判の結果次第で、新可燃ごみ処理施設の工事ができなくなった場合の損害額は、誰が払うことになると考えているのか。

A13：現在、日野市が係争中のため、仮定の話でお答えすることは控えさせていただきます。

## 5. 質疑以外の意見

① 住民の合意を得ていないとの意見について、今回の工事説明会の場で議論すべきことではないのではないか。市民の代表である議会の議決を経て工事を行うのであるから、建設に反対するのであれば、市議会へ声を届けるべきである。

② 新石自治会はこれまでに日野市と、新可燃ごみ処理施設の煙突高さや規模、マテリアルリサイクル施設の建設による可燃ごみの減量、30年後の次期可燃ごみ処理施設等について等、協議を重ねてきた。

その結果、反対運動を止め、連絡協議会に積極的に参加することに合意している。連絡協議会は新石自治会だけで良いのだが、日野市が地元は5自治会としたいとのことなので、それならば、協議会の議長は新石自治会が行うと考えている。

30年後の次期可燃ごみ処理施設は、日野市単独処理となっても、石田1丁目に建設をしない旨を明文化していく考えである。